

## 大和郡山市中学校給食センターおおぞら給食配送配膳等業務委託仕様書

### 1 総則

- ① 大和郡山市中学校給食センターおおぞら(以下「甲」という。)に係る給食配送配膳等業務の受託者(以下「乙」という。)は、この仕様書に従って業務を行うものとする。
- ② この仕様書は、業務の概要を示すものであり、甲が必要とする軽微な作業については、この仕様書に示されていない事項であっても、甲との協議により契約金額の範囲内で行うものとする。
- ③ 乙は、本業務が学校教育施設に関連した公共性を有するものであることを認識し、学校給食法、学校給食衛生管理基準、食品衛生法等を参考に、学校給食の趣旨を十分理解し、本市の学校給食の円滑な実施に協力するものとする。

### 2 履行場所

大和郡山市中学校給食センターおおぞら及び大和郡山市立中学校

### 3 履行期間

令和6年8月1日から令和11年7月31日までの5年間

### 4 準備期間

準備期間(以下「期間」という。)は、契約締結日から令和6年7月31日までとし、次の事項を実施するものとする。

- ① 乙は、甲との協議により、契約締結後、業務開始日までに業務を履行する上で必要な事項について習熟する。なお、契約締結後速やかに準備期間業務計画書を、実施後においては報告書を提出する。
- ② 乙は、期間内に本業務の遂行にあたり、必要な車両の改造及び人員の確保等の準備はもちろんのこと、事前に試験走行の実施、学校内の通路・配膳室の確認及びセンター運営補助業務等甲との調整等を十分に行うものとする。
- ③ 上記の各項目を行う場合、乙は自己の負担と責任において行わなければならない。また、甲は乙にその機会を提供するものとする。

### 5 給食配送業務・センター運営補助業務の業務日

- ① 業務日は4月1日から3月31日までとする。ただし、令和11年度は4月1日から7月31日までとする。なお給食配送業務については、上記業務日の内中学校給食実施日のみとする。
- ② 業務可能時間は、原則として午前8時30分から午後4時30分までの間とする。

### 6 配膳業務の業務日

- ① 業務日は、中学校給食実施日における給食配送日とする。
- ② 業務可能時間は、別表2の食器食缶配送の到着時間前から各学校の給食終了後、食器食缶等をコンテナに収納し、確実に回収される状態に整理整頓し、学校配膳室の清掃等が完了できる時間までとし、別表1にある各学校に必要な人員を配置すること。郡山中学校に3名、その他の中学校4校に各2名を最低人員数として配置し、人員に欠員が生じた場合は代替従事者を速やかに配置すること。また学校行事等で必要がある場合は、乙に通知の上、この時間を延長又は短縮することができる。

### 7 業務内容

#### ① 給食配送業務内容

食器食缶混載コンテナ及びアレルギー対応食容器を配送対象校(以下「学校」という。)へ配送及び回収するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) センターにおいて、配送順番どおりのコンテナ及びアレルギー対応食容器かどうかを確認し、給食配送車へ積載し、学校配膳室まで配送する。

- (2) 学校において食缶、食器類を学校用コンテナへ載せかえる作業及び各階へのリフト操作、所定の場所への配置を行う。
- (3) 給食終了後、学校配膳室から使用済みの食器、食缶等が格納されたコンテナ及びアレルギー対応食容器を車両に積載し、センターまで回収し、車両から下ろすこと。
- (4) 配送や回収の際、汁物等がこぼれないよう特に注意を払い、汚れた場合は直ちに洗浄・消毒を行う。
- (5) 回収後のコンテナの洗浄を行う。
- (6) 車両は、常に清潔を保ち、荷台内部は配送開始前及び回収終了後は丁寧な清掃及びアルコール等での消毒を毎日実施し、内部に異物や損傷箇所等がないよう常に点検すること。車両に清掃用具・消毒薬品等を常備しておくこと。また、毎学期開始前及び終了後は、必ず車両の消毒清掃・点検を行う。
- (7) 学校給食配送業務日誌(配送記録簿)、衛生管理・日常点検票等報告書を作成し、甲へ提出する。
- (8) センターと学校との文書の收受を行う。
- (9) 1日の配送計画・回収計画は別表 2 の定めを基本とする。ただし、学校の行事等により変更する場合があるので、その都度センターの指示に従うものとする。
- (10) その他センターが必要とする事項を行う。

## ② 中学校給食センター運営補助業務

中学校給食センターの運営に関する補助業務について、次に掲げる事項を行う。

- (1) 荷受プラットフォームからゴミ類を屋外ゴミ箱へ運ぶ。
- (2) 前日納品(12:45～13:00)・当日納品(8:30～8:45)で出た段ボールを段ボール倉庫に運ぶ。
- (3) 生ゴミ処理室の管理と清掃。
- (4) スプーン類(スプーン、おたまセット、箸)を消毒保管機から各学校のコンテナへの積み込み。
- (5) コンテナ室にて出来上がったバット、食缶をコンテナに積み込み。
- (6) 添加物を配送車両に積み込む。
- (7) 残乳専用容器を車両に積み込む。
- (8) 回収した残乳の処理及び残乳専用容器を洗浄。
- (9) 回収したコンテナから食缶、バット、スプーン類等を各作業台に積みかえる。
- (10) 食器を食器浸漬槽につける。
- (11) 食缶洗浄機で洗浄された食缶、バットを消毒保管機に収納。
- (12) コンテナをコンテナ洗浄機で洗浄。
- (13) コンテナ洗浄機からコンテナを取り出し、コンテナに洗浄済みの食器及びトレイを収納。
- (14) コンテナをコンテナ室に運びコンテナ消毒保管機に入れる。
- (15) コンテナ洗浄機を洗浄。
- (16) 回収後に行う床洗い、床みがき、床拭き取り作業。
- (17) スプーン類を消毒保管機に収納。
- (18) コンテナ・ワゴン等の簡易補修(SUS 溶接等必要)。
- (19) 釜・消毒保管庫・その他調理器具等の簡易補修及び空調機フィルター、ダクト及びダクトのフィルター、トイレ等の清掃。
- (20) 敷地内の清掃。
- (21) 各学期の給食開始前及び給食終了後に給食実施日にはできない施設内又は食器洗浄機等調理機器の大規模な清掃。
- (22) 上記以外の件についても双方で協力的に協議し、可能な限り乙はセンター運営の補助を行うものとする。

## ③ 配膳業務内容

学校配膳室において、配送された食品・食器類及び給食後の食器類等の整理整頓等の業務を行う。

- (1) 別途業者より直送される牛乳・米飯・添加物のチェックや仕分け作業を行うこと。
- (2) 学校において食品・食器類を学校用コンテナへ載せかえる作業及び各階へのリフト操作、所定の場所への配置を行う。ただし、リフト操作は、リフトにワゴンを積み込む階とワゴンを受け取る階の双方に同時に安全確保ができる体制を整えること。
- (3) 給食後各クラスの食器等をコンテナに戻す作業を行う。
- (4) 学校用コンテナ及び学校配膳室を清掃する。
- (5) 学校配膳室勤務のため学校の規則等に従い、学校長等と協力して業務を行う。
- (6) 各階の学校配膳室は、業務中であっても常に施錠を行う。
- (7) その他センターが必要とする事項を行う。

## 8 乙の遵守事項

- ① 業務従事者には、衛生管理に関する教育を行い、常に食品の衛生的な取り扱いができるように指導すること。なお、病欠、欠勤等による業務遅滞が発生しないよう代替業務従事者を選定しておくこと。
- ② 業務従事者(運転手)は、運転業務に従事する前に独立行政法人自動車事故対策機構の運転者適性診断講習(一般診断)を必ず受講させ、運転業務適合者であること。
- ③ 業務従事者の中から、業務責任者を1名選任し、業務の円滑な実施について、センターとの連絡調整や業務従事者に対する指揮監督を行わせること。
- ④ 業務に従事させるに伴い、必要な書類を提出すること。
- ⑤ 非常時に備え、携帯電話等の即時対応が可能な方法により連絡体制を整えること。
- ⑥ 業務従事者は、乙の負担において年1回以上の健康診断及び毎月2回以上のサルモネラ属菌、赤痢菌、腸管出血性大腸菌血清型 O157 に係る検便検査を行うこと。  
また、検便検査はセンターが指定する日及び検査機関で実施することとし、検便の都度、検査結果を甲に提出すること。  
なお、検便検査で陽性反応が現れた場合、速やかにセンターに連絡し、当該業務従事者については、本業務に従事させてはならない。
- ⑦ 乙は、下痢症状、発熱、せき、外傷、皮膚病等伝染性の疾患で、食品衛生上支障の恐れのある者を配送配膳業務に従事させないこと。
- ⑧ 1日ごとに業務終了後は、車両を乙の事業所まで持ち帰ること。
- ⑨ 配送前室でのコンテナ・アレルギー対応食容器の受け取りや、回収前室での回収コンテナ・アレルギー対応食容器の受け渡しは、調理員と連携し丁寧に扱うものとする。
- ⑩ 学校配膳室において、配送された食品等を安全に保管し、所定の位置に配置すること。

## 9 業務従事者の遵守事項

- ① 1日ごとに業務開始前及び業務終了後に車両の点検及び業務連絡を行うこと。
- ② 業務従事者は、白衣、帽子、マスク、エプロン等安全衛生上好ましい服装を着用すること。服装は、乙の負担とし、勤務中以外は着用しないこと。また、履物については外用と調理場内用ドラッシュとは区別すること。
- ③ 白衣、帽子、マスク等を着用したまま、トイレに入らないこと。用便後は手洗い及びアルコール消毒を徹底すること。
- ④ 配送・回収途上において、学校・センターへの予定到着時刻に遅れる事由が発生した場合等には、速やかにセンターに連絡すること。
- ⑤ 業務従事者は、交通法規を遵守し、交通安全に努めること。特に、学校敷地内及び通学路においては、児童生徒に最大限の注意を払い、事故防止に努めること。なお、言語行動等について誠意と良識をもって行うこと。

## 10 学校及びコンテナ

対象校の所在地、コンテナ数、コンテナサイズは別表1のとおりとする。

## 11 車両等

- ① 車両は、貨物自動車運送事業法に基づく、一般貨物自動車運送事業の許可を受けた車両とし、コンテナを4個積載可能な車両を別表2の計画を参考に配備すること。また、事故、故障などの不測の事態のために予備車両を確保し、速やかに対応できる体制を整え、予備車両を含め、使用する車両を学校へ報告するため甲へ届けること。
- ② 使用する車両は、乙の保有車両(リース車を含む。)とし、車両及び運行に要する一切の経費は、乙の負担とする。
- ③ 車両は、本業務以外に使用してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。
- ④ 車両には、運転手1名及び助手1名を乗務させること。
- ⑤ 乙は、使用する車両について自動車保険(対人・対物及び同乗者)に加入すること。
- ⑥ 車両は、次のいずれかの低公害車であること。
  - (1) 天然ガス自動車
  - (2) 電気自動車
  - (3) ハイブリッド自動車
  - (4) 低燃費かつ低排出ガス認定車  
エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく燃費基準(トップランナー基準)を早期達成(低燃費車)しており、かつ、「低排出ガス車認定実施要領」に基づく低排出ガス認定を受けている自動車。

## 12 車両の仕様

- ① 積載能力は、3トンとする。
- ② 全高は3.2m以下であること。
- ③ 全長は6.8m以下であること。
- ④ 全幅は2.2m以下であること。
- ⑤ 荷台ボディー(以下、「ボディー」という。)は、アルミ合金製フルカバーとする。
- ⑥ ボディーにはコンテナキャスターにあわせたレールを設置し、コンテナをしっかり固定できるストッパー(コンテナをしっかり固定できる装置)を取り付けてあること。また、コンテナ積み下ろしのため、フルカバーのパワーゲートを取り付けること。
- ⑦ ボディ両側及び後部に「大和郡山市学校給食センター」の文字を表示すること。
- ⑧ ボディーの床面地上高は、センターのプラットホームの高さ(95 cm)に支障の生じない程度の高さに調整するものとする。
- ⑨ 冬季(1月から3月までの期間)は冬用スタッドレスタイヤを装着するとともに冬用タイヤチェーンを常備すること。

## 13 関係法令等の遵守等

乙は、業務の実施にあたって関係法令を遵守し、乙の都合により業務に支障がないように配慮するとともに、その責任を負うものとする。

## 14 その他

- ① 業務の実施にあたっては、市民等に不信感を抱かせることのないよう十分留意すること。
- ② 甲が必要と認めた場合には、各種資料の提出を求め、又は立入検査等を実施するものとする。
- ③ この仕様書に示されていない事項で、疑義が生じた場合には、双方で協議する。
- ④ 配送・回収経路上における通行規制については、乙が関係機関に対し必要な申請を行い、その許可を得ること。
- ⑤ 乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。

別表1

1 大和郡山市中学校給食センターおおぞら給食配送配膳業務対象校

| 学校名    | 住 所           | 電話番号         | コンテナ数<br>混載 |
|--------|---------------|--------------|-------------|
| 郡山中学校  | 大和郡山市柳町404    | 0743-52-0021 | 4           |
| 郡山南中学校 | 大和郡山市筒井町398   | 0743-59-0031 | 3           |
| 郡山西中学校 | 大和郡山市田中町767   | 0743-53-3700 | 2           |
| 郡山東中学校 | 大和郡山市若槻町134-2 | 0743-52-1021 | 1           |
| 片桐中学校  | 大和郡山市小泉町173-1 | 0743-54-2666 | 2           |
| 合 計    |               |              | 12          |

※ 生徒数の増減により、コンテナ数に変更となる場合がある。

2 コンテナサイズ(外形寸法:単位mm)

コンテナ 1740×880×1580(間口×奥行き×高さ) 8クラス分搭載可能

別表 2

◎食缶・食器配送

パターン1 センター 11:10 発→11:30 着 郡山南中③ 11:35 発→11:45 着 郡山東中① 11:50 発→  
12:05 着 センター

パターン2 センター 11:20 発→11:35 着 郡山中④ 11:40 発→11:55 着 センター

パターン3 センター 11:20 発→11:30 着 片桐中② 11:35 発→11:45 着 郡山西中② 11:50 発→  
12:00 着 センター

◎回収

パターン1 センター 13:10 発→13:20 着 郡山西中② 13:25 発→13:35 着 センター

パターン2 センター 13:10 発→13:25 着 郡山中④ 13:30 発→13:45 着 センター

パターン3 センター 13:10 発→13:30 着 郡山東中① 13:35 発→13:45 着 郡山南中③ 13:50 発→  
14:05 着 センター 14:10 発→14:20 着 片桐中② 14:25 発→14:35 着 センター

※中学校名の次に記載している丸数字はコンテナの数を示している。

※運搬経路等は、配送・回収計画を基に受託者との協議により取り決める。

※配送・回収計画は、必要に応じて見直すことがある。